

# 觀經疏傳通記の種類

石橋誠道

## 第一 觀經疏に關する宗祖門下の著書

觀無量壽經の研究は、既に遠き已前に於て、支那に於て盛んに行はれ、善導に至つて古今楷定の説を出し、特に我宗祖法然上人が、四帖の疏、別して散善義の一心專念の文に依て開宗せられてから、其研究が愈よ盛んになつたのは、それは當然のこゝであるが、宗祖門下に於ける研究は實に驚くべきものであつたやうである。今回金澤文庫から、隆寛、長西、入阿等の著述の一部が発見されたので、それが一層明瞭になつた。依つて余はその主なる人々著書こそゝに一言したいと思ふ。

### 1 一念義の幸西

かの一念義を主張した幸西は、餘りに大部な著述はないやうであるが、然し觀經の疏に就ての造詣は可成に深かつたやうである。淨土源流章の記事に依るに、幸西の著書として、略料簡、一諦記、稱佛記等が引用されてある。今これらの書物は残つてない。又最須敬重繪詞には、凡頓一乘、略觀經義、略料簡、措心偈、持玄鈔等が挙げられてあることが、玄義分抄の山田教授の跋文に記されてある。又長西録には京師和尚類聚傳が挙げられてある。この中類聚傳を除くの外、その他一部も現存しないから、其内容を充分に知ることは出来ないが、然し源流章に引用されてある文の内容から考へて、略料簡、稱佛記、一諦記等は確かに觀經に關する著述であり、又凡頓一乘、略觀經義等は、其書名から考へても、觀經

に關する書物であることは明かである。又先年大谷大學の史學會から出版された玄義分抄は、確かに觀經玄義分を簡明に釋したもので、實に貴尊なものであることは言ふまでもない。此の中京師和尚類聚傳は今回金澤文庫で發見せられた「今岡教授記念論文集」六一八頁、塚本教授の論文參照

## 2 多念義の隆寛

隆寛に觀經疏の末書があつたことは未だ聞かなかつたが、今回金澤文庫發見の書に、散善義問答若干卷がある。其奥書に、

已上廻向發願心問答訖 一校了

愚老沙門 隆寛

貞應元年四月廿五日、賜長樂寺律師御房御眞本以、於三六波羅密寺内、念佛行人生願房房中、未時爲三興隆佛法利益衆生之形如寫之了、

執筆 智慶

これに依つて隆寛が散善義の末書を書いたことが明かであると同時に、四帖疏全體に通じて問答を書いたであらふと想像さるゝ。(同上塚本教授論文、五六〇頁已下參照)

又金澤文庫發見の書に、觀經定善義問答私見聞がある。これは覺終の撰で、西圓手澤の本である。覺終は隆寛の弟子であることは、傳燈總系譜、法水分流記に依つて明かであるから、隆寛の定善義問答の本書であることが想像さるゝ。

従つて隆寛の玄義分并に序分義の問答があるべき筈であるが、今は失はれたものであらふ。塚本教授の論文に記されてある如く、彌陀本願義の奥書に、隆寛の著として、禮讚并に玄義分問答各十帖ある點から考へて、一層この意を強うするものである。

淨土源流章には(淨全十五五九)、善導の此文創めて講敷を致し、大に鈔章を作り義理を建立すこ記されており、十卷傳第六には(淨全十七三三)作る所の抄物一百餘卷なりと言はれてあるが、其の多くが失はれたことは甚だ遺憾である。

### 3 弘願義の證空

觀經疏に對する西山上人の末書には、觀經疏觀門義鈔四十八卷、觀經秘決集二十卷、觀門義草案一卷、觀經疏自筆鈔十卷、觀慧疏他筆鈔十卷等がある。この中觀門義鈔は薄墨鈔といひ、承應年間、洛北一原慧香寺の空覺が、小倉山二尊院に於て之を發見し刪補繕寫して世に公にしたものである。眞宗教典志第三には一説を出して云く、此鈔は本三善慧の説なるも後人漫りに改作す、必ずしも依る可らず。其他證空法孫の末書は頗る多いが今は略す。

### 4 諸行本願義の覺明

觀經疏に對する覺明の末書は觀經疏光明鈔十八卷がある。其中金澤文庫で五册發見された、本書が果して十八卷であつたか否かは明かでないが、この本もみな觀經疏光明鈔十八卷の内第何卷三書いてあるから、斯く推定するのである。此書五冊の中に立序散の釋文一部が残されてあるが、唯だ定善義だけ全く失はれてある。本書が覺明の著であることは第二冊、第四冊の初に欣淨沙門長西錄の文字のあることに依て明である。又内容から見ても、本書が覺明流の書であることは左の一節に依て明かである。光明鈔五七第三云、

答、此難實以爾也、但見三經始終案、解釋首尾、總以定散諸善、爲彌陀本願、別以念佛一行、爲本願正意、於念佛中、以觀念等爲傍、以稱名等爲正、云々

### 5 敬蓮社入函

金澤文庫所藏の書に、觀經序分義顯意鈔第二、同定善義顯意鈔第三の二冊がある。其定善義顯意鈔第三の初に、觀經正宗

分定善義顯意鈔卷第三、欣求安養沙門入阿述と記されてある。其の奥には建治二年三月十七日書と記書かれてある。入阿は入西と同人で、鎮西上人の弟子である。鎮西上人の著述として觀經疏の末書のあつたことを聞かないが、入阿は當時最も盛んであつた觀經疏研究の潮流に棹さして、深く之を研究して、此書を書いたのであらふ。然し是又大部分が失はれてあるのは残念である。

以上諸師の觀經疏の末書に就て略辨したが、特に從來久しく失はれてゐた隆寛覺明に關す著書等の多くが金澤文庫から發見されたことは實に驚嘆に價すべく、一大奇蹟であり、學界の非常なる慶事であると言はねばならぬ。此に依つて益々斯の學の研究を深めることの出来るのは眞に喜ぶべき事である。

## 第二 三祖記主人の觀經疏傳通記

三祖記主禪師は觀經疏を最も深く研究し、一代の著述五十餘帖の中でも觀經疏傳通記と、選擇集決疑鈔とは、再三再四改訂校正されたものであるから、了譽の心具決定往生義三十紙には五十餘帖の中、傳通記、決疑鈔に同きを正さすべし、若し記と鈔とに違はゞ、或は之を取捨し、或は之を會通すべしと言はれてある。了譽の淨土述聞口決鈔下卷四十紙にも之と同じ意味が述べられてある。

而して現今傳ふる所の傳通記が成立するまでには、幾度も其門弟に對して傳通記が講ぜられたのである。特に今回金澤文庫から、その最も初に屬する講録が發見された、そは記主の弟子良聖の筆録である。然るに東宗要玄談には、この傳通記に關する諸種の異本のあることが記されてあるから、今玄談に依つてそれを少し述べたいと思ふ。即ちこの傳通記には未再治本と、再治本と、極再治本との三種がある。

# 1 福岡鈔

東宗要立談に云、古より傳へて云、其未再治本に亦た三四本あり、一に云く福岡鈔、是即ち最初下總洲福岡莊に於て記する所の十卷本なり、傳に云、行願房の口筆する所なり。

この行願房の傳は不明であるが、金澤文庫所藏の立義分聞書は、良聖の筆録で、其奥書には、  
建長七年乙卯五月十六日、於下總國差匠御莊、福岡郷被談、能化然阿彌陀佛五十七、良聖時年二十二歳也

と記されてあるから、立談に謂ふ所の福岡鈔と一致するものであると思ふ。然し彼は行願房口筆といひ、此は良聖の筆録である。此點や、相違があるが、この兩人は同人であるか異人であるか問題である。然し恐くは異人であらふ。故なれば金澤文庫所藏の良聖の筆往生禮讚聞書には、良聖は聖忍房と記してあるからだ。されば行願房といふは何等かの誤傳ではあるまいか、或は又行願房と良聖とが同時に記主の講義を聞いて、それを筆記したのかも知れない。兎も角これは問題である。而して本書は記主の傳通記の最初のもので、其講義が何年何月から始まつて、何年に終つたかは明瞭でないが、金澤文庫所藏の良聖筆記の本を見るに、定善義聞書は「建長七年二月六日讀了」の奥書あり、立義分聞書には「建長七年五月十六日」の奥書があるから、恐くは此年から康元二年の三月に至るまでに、全部講義が終つたのであらふ。而して康元二年の三月から再び講義が始まつて、彼の二十五帖鈔が出来たのであらふ。  
思ふに従來は福岡鈔のあつたことは傳へられたが、其内容が全く解らなかつたのに、たゞひそれが部分的であるにもせよ、内容を知ることが出来るのは、實に喜ばしいことである。

## 2 二十五帖鈔

東宗要立談に云く、是は福岡鈔を以て其本基として之を記す。乃ち康元二年丁巳に書き始め、正嘉二年戊午に功を終

るの本なりこ。

本書は今現に淨土宗全書第二卷に收むる傳通記十五卷の原稿本である。故に散記の終には左の文がある。

抑も去ぬる康元二年丁巳三月二十一日、下總光明寺に於て始て書し、正嘉二年戊午三月二十九日、同國西福寺に於て功を終ふ、予三十八にして西海に於て聽受し、六旬にして東里に於て添削す、或は竹牒の眞文を載せてこの意趣に符し或は蘭菊の異説を拾ふて彼の義理を驗む、今又建治元年齡七旬有七に闌て、鎌倉の悟眞寺に於て、去年の正月十六日より始て、今年十一月十六日に至つて重ねて以て治定し竟ぬ。多日に筆を染めて久しく心眼を費す、この功他にあらず偏に出離の爲なり、聖人にあらずるよりは、争でか株を守らざらむ、其眞偽を決するこも彼の開悟を期すこ。已上。

この記事の中康元元年に初めて正嘉二年に功を終へたものが廿五帖鈔であるこは、良心の受決鈔并に問師の著糅鈔第四十八卷の説に依つて明かである。又建治元年は正嘉二年より十七年の後で、この翌年に出來たのが今淨全第二卷に收められてある再治本である。

又本書の述作に就て、記主の決答疑問鈔ミ種々の面白い關係があるから、こゝで其大要を述べたいと思ふ。即ち決答疑問鈔縁起、受決鈔縁起、銘心鈔、糅鈔等の記事に依れば左の如くである。

上總國周東郡に在阿こいふ者があつた、始めは天台宗の學者であつたが、後に病に罹つて吐血したので、一向に念佛に歸し、鎮西上人の念佛名義集、并に授手印等を熟讀して、略ほその要領を得たけれども、なほ他流の説を聞いて、やゝ矛盾する所もあり、未だ充分に安心が出來ないので、或る時相模國大庭御厨の石河里に在る禪門道辦の處に往つて、法然上人の眞意を尋ねた。その時禪門のお話に、予は平氏の子胤秩父の一門であるが、生年二十五歳の時に出家して、數年の間法然上人に專へた。其の發心の因縁を言へば、幼少の時に熊谷蓮生が念佛するを聞いて、夙に歸依の志を起して已來、竊かに遁世の秘計を廻したが、偶ま法然上人の弟子安樂房が鎌倉に來つて、選擇集の義を弘めて、諸人を教化

して後に、まさに都に歸り給はんごするに際し、予は今暫く逗留下さつて教化に預りたいと懇請した。安樂房は留まつて、念佛往生の道理を教へて下さつた。

時に石垣の金光房が偶も所領の沙汰の爲に、鎌倉に來つて訴訟をした。この人も學者であつたから、亦た此人をも誘つて、同聞衆に引き入れた。然るに金光坊は之を聞いて、忽ち發心して世間の訴訟を捨て、直ちに安樂房に附て都に上り、永く法然上人の弟子となつた。其後予も立冬臘月に國を出で、初春の十五日に受戒した。心は痴鈍であるけれども、身は常隨をした爲に、三心念佛の義は、細しく訓化を蒙るごこ、歲月已に久しい間であつた。然るに上人入滅の後、多くの淨土の學者に遇ふたが、何れも上人の義と異つて居る。或る時宇都宮禪門に誘はれて、一日善惠上人の三心の義を聞いたが、一字一言も相傳の趣はなかつた。憚りながら予はその時、昔し上人から聞き傳へたまゝを述べた所が學徒の中の一人が、この言を用て本文を料簡し、符合せしめ畢つた時、善惠上人は彼れ此れ言ふて、遂に其人を逐ひ出してしまつた。誠に古今水火の異、師資雲泥の違である。さうして相傳の言はれやうか。

又長樂寺の隆寛禪師が、四十八日の別時を修し、選擇集十六章段の奥義を講ぜられた時、即ち私に證明せよと言はれたが、然し法然上人の意は全く違つてあつたから、證明せずして黙して去つた。此等の人々が上人の義を知らない理由は、法然上人が念佛を七萬遍に増し給ふた後は、法門の談義は停め給ふた。然るに此等の人々は、或は幼少の時であり、或は後の弟子であつたから、法談を聞く機會が少なかつたのである。然しながら聖光房上人は、法然上人が盛んに此宗を弘め給ふた時で、専ら淨土の法門を聞き給ふた。且又彼は一山の學侶であり、道心堅固の人であるから、かたがた傳法他と異り、切々教訓を蒙られたごこは確かである。遁世して淨土の教を學ばれたのは、私よりも三四年前であつて、法然上人の御在世の昔は、常に面會したが、その後はごんご對面の機會もなく、彼は西に往つて永く亡じ、私は東に來つて暫く生きてゐる。その行儀并に臨終を知らなかつたごこは、甚だ残念なごこであつたご申された。

時に在阿はこの言を聞いて大に喜び、鎮西上人の義を標する爲に、即ち念佛名義集の趣を語つたが、禪門の言はるゝには、従來はこの義を聞かなかつた。然し今貴方の言はれたことを聞けば、全く私が昔し上人から聞いた通りである。聖光房の所傳、さうして上人の義に違はんや、尤も深く隨喜する所である。

昔し親盛法師予に語つて言く、上人在世の時尋ねて云く、若し上人の御往生の後は、淨土の法門の不審をば、誰れに尋ねて宜しいでしやうか。上人答へて、聖光房、金光房は委く予が所存を知つて居る。然し彼等は遠國であるから、汝等の爲には容易ではない。京中では聖覺法印がまた我が義を知つてゐる。若し余の滅後に疑あれば、この人に問へし仰せられた。この話は誠に其の通りである。上人の遺言こそ實に眞實である、相傳決して間違ないから、貴方は早く聖光房の門人に隨つて、其の不審を聞くがよい。かの鎮西の敬蓮社は、暫く鎌倉に居られたさうだが、それは全く知らなかつた。今然阿彌陀佛が下總に居らるゝといふことである。彼人は亦た聖光房の門弟である。私も面會したいと思つてゐるが、老耄窮屈して今其處に往くことが出来ない。希くは貴方の所聞を聞き傳へて、以て龜鑑に備へたいと思ふ。

そこで在阿は下總國福岡の西福寺に往つて、記主上人に面會した。これは康元二年正月十七日で、記主は五十九歳の時、恰も傳通記の講義最中であつたのだ。されば當時の事情を更らに今少し述べて見たいと思ふ。

即ち在阿は記主上人に面會して申すには、私は病氣を患つてから、切りに往生の道を訪ね、深く授手印に歸入しましたが、然しなほ不審の點が多々あります、何卒お聞かせに預かつて、尊き口傳を承り、自ら之を記して以つて、せめて命のある間、心をやすめたいと思ひます。そこで記主は他の講義を暫くやめて、在阿の爲に授手印の疑問を解決された。或る時在阿が客殿の簷の處で吐血して、餘命幾何ならざるを歎き、明朝記主に申して言く、私の命は旦夕に迫つて居ります、疑問を解決する爲には、少くとも數日を要することしやう、かつ又己れ自ら記せば、恐くは謬りがあるか



も知れませぬ。甚だ恐れ入りますが、私の爲に特別に上人自ら御認めを願いたいと存じますと懇願したので、記主御自ら決答授手印疑問鈔二巻を書き在阿の語る所に従つて、序文をも書いて下さつた。

在阿は記主上人自筆の本を持つて石河の禪門の處に詣つて之を示した。禪門は之を見て大に喜び、これこそ上人の御義である。但し序文にやゝ相違があるを仰せられた。而して同年七月の頃、禪門から記主上人の所へ手紙が來た。其要領に云く、貴方は上人御法門傳の遺弟であるから、上人在生の御行儀を聞いておかるゝが宜しからふ。私は法門の相傳はないが、年ごろ事へ奉つたから、委くかのお行儀を拜見して居る。早く御出下さつて、委細の事を聞いておいて下さい。私自ら参りたいが、既に八十餘りであつて、往復がなかく困難であるから、敢て御來臨を願つた譯である。

其時丁度國中の僧徒二十餘人が同心に發起して、其年の初春から記主上人に請ふて傳通記の講義を聞いてゐる最中であつた(二十五帖鈔は此時に成る)。然るに上人が請に應じて、石河に往かれんことを見て、發起衆(二十餘人)并に同心の學侶(三十餘人)が悲觀して言ふには、上人が若し往かるゝならば、必ず彼處で法談があるであらふ。然らば傳通記の本意を遂げるこゝが出来ないかも知れないとて、意の内では皆な同様に傳通記の終らないことを思ひながら、口では道が甚だ遠くて、非常に暑いて時分であるから、必ず發病なさるであらふと申上げたから、さすがに上人も心配して、此度は一時中止して、後日に參上致しますといふ返狀を送られた。

其後二十日許を経て、重て禪門から書狀が來た。老耄且暮辨じ難し、若し臨終せば定めて御後悔有るべしと。上人はこの狀を見て大に驚き、直ちに往かんことを決心されたので、學衆等は最早や抑へることは出来なかつた。上人石河に到り給ひ往復の日數十四五日であつた。上人は禪門の物語を聞いて前の序文を改めて重ねて序文を記された。但し疑問鈔の述作并に在阿滞在の日數は約三十日間であつた。而して在阿はその翌年即ち正嘉二年の五月二十九日に示寂したと傳へられてある。

さて彼の傳通記の方は、記王上人のお歸りの後着々として歩を進め翌年三月二十九日に、福岡の西福寺で出來あがつた。然るにその時の悉しい様子が受決鈔に記されてあるから、序手にこゝに記すこゝとする。上人は始め福岡の西福寺に居られたが、後に荒見彌四郎の請に應じて、飯岡の光明寺に移られた。この飯岡で傳通記の講義を始められた。即ち二十四人の發起衆が、各の五日間宛雜事を營み、この記を作り始めた時には、學侶は一百八人であつたが、段々に其等が退出した。然るに毎日全く缺退しなかつた人では、性心、乘圓、理眞、如心等の五六人であつた。その中傳通記の執筆者は性心であつた。その餘の人々は長西等の餘流の抄物を談したり、或は肝要なる經論章疏の文を引いて居た。それで相談して云く、談處に人が足らないから、肝要の事をするこゝが出来ない。依て一日の番役を七人宛に定むるまで、これに依つて飯岡で始めて遂に福岡で終つたのであるが、その終りの調録の時に、發起衆はみな此の記を寫さんとしたその時上人が仰せらるゝには、此記は傳法の爲であるから、不學無智の者共が、其れを寫して何の役に立つか、故に寫した人も寫さなかつた人もあつた。即ち發起衆の人で五日宛の雜事を營むこゝには懈怠はなかつたが、長日月の間であるから、其れに堪ゆるこゝが出来ないで、倦て談處に參らなかつた者は、之を寫さずに終つたのである。而して授手印受決鈔に依るに、傳通記の執筆者は藤田の性心なり。已上は二十五帖製作に關する大要である。

### 3 觀經傳通記淺略鈔五卷

東宗要立談に云く、文永年中談義の閒書なり、是れ今現に行はるゝ所の八卷の略鈔は亦た別本なり、乃ち此の三本を以て未再治と名く、名越藤田は往々之を用ゆ、其書は夙に没して既に久し。

この中今現行の八卷の略鈔といふは淨全第二卷に收められてある。又淺略鈔はこの本と異なるといふこゝ、又淺略鈔は文永年中の談義であるといふこゝは、立談の著者妙瑞が何れの書物に依つたものであるかは解らない。

#### 4 觀經傳通記略鈔

東宗要立談に云く、今現行する所の八卷の略鈔は、傳に云く、弘長二年記主六十四歳の時、高野の敬忍房の爲に略述する所なり、中に於て立序の二鈔は敬忍房口筆する所なり、定散の二鈔は師の自筆なりと。

此外なほ三鈔あることを立談は傳へてゐる。

#### イ 傳通記足立鈔

本書は文永元年甲子之歲、武州足立郡松岡の勝願寺（今の鴻巢勝願寺）に於て談義する所にして、淨忍房の口筆する所なり。（淨忍の名は傳燈總系譜上に出づ）（蓮門經籍錄上）（三七）

#### ロ 傳通記散疑鈔

東宗要立談には、本書は行願房の口筆であるといひ、蓮門經籍錄上には、記主の説、行觀錄といふ。行觀は仁治二年に生れ、西山派西谷流の第二祖觀智の弟子となり、後に武藏國鷓木寶幢院に住し、正中二年に八十五歳で入寂した人で記主入寂の年、即ち弘安十年は、行觀四十七歳に當るから、記主の講義を聞き得ることは可能であるが、然し果してそれを聞いたか否かは疑問である。

#### ハ 傳通記決疑略鈔五卷

記主自ら記する所なり、此等の諸鈔は夙に隱没せりといふ。

#### 二 再 治 本

#### 觀經疏傳通記十五卷

東宗要立談に云、傳に云く、建治元年七十七歳、前の三本を再治して十五卷をなし、傳通記を名く、これ即ち名越、藤田が依りし所の本なり。上の二十五帖鈔を辨する下に於て述べた如く、散記三（淨全第二四三九頁）に、今又建治元年齡ひ七旬有七に闌て、鎌倉の悟眞寺に於て、去年の正月十六日より始めて、今年十一月十六日に至つて、重て以て治定し已竟んぬ、多日に筆を染めて久しく心眼を費す、此功他に非ず偏に出離の爲なり記したものであつて、現今淨全第二卷に收むる本がそれである。

### 三 極 再 治 本

東宗要立談に云、傳に云、是れ則ち弘安十年、師、年八十九歳、重ねて再治する所の本なり、以て之を白旗に授く、是れその白旗流所依の本にして、弘安治定本を名けて以て正をなす、今現に天照山の寶庫にある者はなり。而して本書が今存在するか否かは不明である。

### 第三、記主の傳通記の末書

傳通記の末書として主なるものは左の如し。

### 一 傳通記見聞十五卷

本書は白旗寂慧良曉上人が、延慶三年十二月から、應長二年二月二十八日に至るまで、首尾三箇年、傳通記一部十五卷、相傳の旨に任かせ、更に私の勘文を加へて註釋されたものであることが本書の奥書に記されてある。本書は又一名遲澤鈔といふ。新撰往生傳に依るに、遲澤は甲州に於ける草庵の名であるといふ。糺鈔には坂下鈔といふ。鈔の中に師仰といふはそれである。又傳通記見聞と言つてある所もある。本書は散善義見聞第一第二卷を缺き、今十三卷存す。續淨全第十一卷に收む。

## 二 傳通記授決鈔十八卷

蓮門經籍錄上に依るに、藤田の性眞の著述で、又藤田鈔にも云ふ。鈔中有人といふは即ちそれである。然し余は未だ其書を見ない。

## 三 傳通記見聞十五卷

蓮門經籍錄上に依るに、本書は藤田性眞の著述で、良榮之を續修し、まゝ己の意見を加へた、依て今は大澤見聞といふ、大正大學にあり。

## 四 傳通記料簡鈔六卷

本書は望西樓了慧の著述で、漢字の寫本である。

## 五 傳通記糶鈔四十八卷

この書は了譽聖罔が、應永二年に著はしたもので、從來の自流他流の諸の疏鈔を合糶して大成したものである。今淨全第三卷に之を收む。

然るに傳通記には、間ま錯誤があつたらしい。故に淨福寺の音激上人は傳通記考例に於て、下の如くに言つてゐる。糶鈔はまゝ、錯本に依て強て之が解をなす。意ふに罔師は干戈の世に生れ、巖洞石室に處して以て書を著す。載籍の浩漫、固に對檢に暇あらざるものあり。深く責む可らず。今悉く之を正す。後人彼に依つて此を以て誤りまなすことなかれ。 (淨全第二七四頁)

## 六 糶眼記一卷

本書は西譽聖聰の口傳、了曉の筆録、傳通記糅鈔、頌義等の諸書に就て、論題三十四項を立て、其要領を釋したもので、今續淨全第十一卷にある。

### 七 糅鈔米金鈔一卷

本書は弘經寺の了曉の著述である。大正大學の藏本。

### 八 傳通記再鈔廿五卷

傳通記に細註を加へたるもの、未だ刊行されない。貞詮の著述。

この他傳通記の内容、四流の相違の概要、六派の同異の要領等を書いて見たいと思つたが、時日が許さなかつたので、之で擱筆することゝした。